

総務省告示第八百六十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号22の規定に基づき、別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を次のように定める。

平成十七年八月九日

総務大臣 麻生 太郎

四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
搬送波から（±）一五〇kHz以上の周波数	等価等方輻射電力が一五〇ナノワット以下

注1 生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態において使用される送信設備の不要発射の強度の許容値は、体表面において輻射される電力が一五〇ナノワット以下であること。

2 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、次のとおりとする。

周波数帯	参照帯域幅
九kHzを超え一五〇kHz以下	一 kHz
一五〇kHzを超え三〇MHz以下	一〇 kHz
三〇MHzを超え一GHz以下	一〇〇 kHz

—
GHz
を
超
え
る
も
の

—
MHz